

(答弁書第百十号) 昭和二十二年十一月十二日配付

内閣参甲第一二二号

昭和二十二年十一月十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出水害地農民に麦種子並に菜種子配給等に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

參議院議員小川友三君提出水害地農民に麦種子並に菜種子配給等に關

する質問に対する答弁書

一、蔬菜種子については既に五月一日を以て配給統制は廃止せられ自由取引となつてゐるが、水害地都縣を以ては臨時に必要なる種子の配給を行ふことを繼續し都縣内も不足する分に対しては農林省への申請を以て日本種苗會館を通じて配給せらるゝことである。

而して埼玉縣では青縣廳からも配給した水害地用蔬菜種子は縣内自給で、三八〇町歩分農林省へ申出日本種苗會館旋によつて縣外より移入配布した菜類等の種子は七四石三斗であつた様な状況である。

蜀苜蓿菜種子の價格統制は既に廃止せられて居るので臨時に時價で取引されて居る。

又陸用麦種子拂付時迄關しては所屬縣等が農政局長及食糧管理局長管宛申請に基き、食糧管理局長官

の指示又は地方食糧事務所を通じて政府手持の麦種を多量に下げてゐる。

二、狩獵鑑札料金の引上げ関しては、目下大藏省より關條税法の改正案として國會に提出されつつあり

て、それによれば一等級二四〇〇円、二等級一二〇〇円、三等級五〇〇円見当となる予定である。

三、從來主要食糧の供出成績優良なる農家に対しては國の經濟力の許す限りの報獎金、報奨物資を放出すると同時に都道府縣知事に於ても町村部落に対しては表彰旗、個人に対しては表彰状を交付する等の措置により農家の勞苦に報いてきたのであり、唯單に一方的に罰則を課し農民に供出を強要している訳ではないのである。

今年産米の供出に際しても政府は供出完了農家に対し酒、煙草、鹽、砂糖、衣料品、地下足袋等の生活必需品を配給すると同時に特に其の成績の優秀なる部落、農家に対しては、表彰状と同時に自轉車を配給し、精神的にも充分その勞苦に報いることに遺憾なき措置をとつてゐる。